



2024年3月15日

各 位

会 社 名 日本電解株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 中島 英雅
(コード番号：5759 東証グロース)
問合せ先 執行役員財務担当 松崎 靖秋
E-Mail：ir_team@nippon-denkai.co.jp

テックス・テクノロジー株式会社からの書簡の受領に関するお知らせ

当社は、2024年3月8日付け「テックス・テクノロジー株式会社による当社の株券等を対象とする大規模買付行為等が行われていることに基づく当社の会社支配に関する基本方針及び当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」（以下「対応方針プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、テックス・テクノロジー株式会社（以下「テックス社」といいます。）が、2024年3月6日時点において、株券等保有割合として約19.70%に相当する当社株券等を保有するに至ったこと等を踏まえ、①テックス社による当社株券等を対象とする大規模買付行為等及び②テックス社による当社株券等を対象とする大規模買付行為等が継続している状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入いたしました。

そして、対応方針プレスリリースに基づいて、当社は、同日付けでテックス社に対し、当社が導入した本対応方針を遵守し、大規模買付行為等（当社株券等の追加取得を含みません。）を取締役会評価期間の経過（但し、株主意思確認総会が開催されることとなった場合には、対抗措置の発動に関する議案の否決及び株主意思確認総会の終結）まで中止した上、本書受領以降に大規模買付行為等に該当する行為を行う場合には、当該行為を行う60営業日前までに、本対応方針に記載の内容及び様式を備えた大規模買付行為等趣旨説明書を当社取締役会宛に提出することを要請する書面（以下「本要請書」といいます。）を交付しておりました。これに対し、当社は、2024年3月14日の午後3時20分、別紙のとおり、テックス社より、当社宛の「ご連絡」と題する書面（以下「本書面」といいます。）を受領いたしましたので、お知らせいたします。

本書面においては、①テックス社が、本書面提出日現在において、当社株式に対する大規模買付行為等を行うことは想定しておらず、今後も本対応方針に違反する形での大規模買付行為等を実施することは想定していないこと、②そのため、大規模買付行為等趣旨説明書については、特段提出をする必要はないと考えており、また、当社において対抗措置の発動が認められる場面ではないと考えていること等が記載されております。

なお、本書面によれば、テックス社は、当社が本要請書を送付する前の2024年3月8日

時点において、合計 1,886,900 株（株券等保有割合にして 20.85%）の当社株券等を保有するに至った（かかる買付行為を、以下「本買付行為」といいます。）とのことですが、当社としましては、テックス社が、本買付行為は、当社が本要請書をテックス社に送付する前に行われたものであり、本要請書受領後は、当社株式の追加取得を行っていないと説明していることや、本書面提出日現在において、当社株式に対する大規模買付行為等を行うことは想定しておらず、今後も本対応方針に違反する形での大規模買付行為等を実施することは想定していないと説明していることを踏まえ、現時点において、当社が 2024 年 3 月 8 日に導入した本対応方針に違反するものとして対抗措置を発動することは予定しておりません。もっとも、当社は、テックス社が、当社が本要請書を送付する前まで、当社株券等を大量かつ急速に買い集めていた状況、また、「大規模買付行為等」が将来的に実施される可能性は依然存在している状況を踏まえ、本対応方針については、予定どおり、2024 年開催の当社定時株主総会后最初に開催される当社取締役会の終結時まで維持する所存でございます。

また、当社は、本書面を受け、テックス社に対して、本プレスリリースに記載する内容を返信しております。当該返信においては、本買付行為について、「貴信受領“前”の 2024 年 3 月 8 日に約定・決済された」旨が説明されておりますが、当該記載のみからは、本買付行為の約定日と決済日の関係が不明瞭であることから、この点に関する明確な説明を要請しております。

株主の皆様におかれましては、引き続き当社からの情報開示にご留意いただきたく、お願い申し上げます。

以 上

別紙

2024年3月14日

日本電解株式会社
代表取締役社長 CEO 中島 英雅 様



テックス・テクノロジー株式会社
代表取締役社長 吉田哲朗

ご連絡

拝啓 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴社から貴社作成の2024年3月8日付「当社が導入した対応方針の遵守の要請」と題する書面（以下「貴信」といいます。）を受領しておりますので、以下のとおり、当社としての認識を回答させていただきます。

貴信によれば、貴社は、当社が、「当社における議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為（大規模買付行為等）を行っている」と合理的に判断できるとし、同日付で「本対応方針」を導入し、「本書受領以降、本対応方針を遵守し、大規模買付行為等（中略）を取締役会評価期間の経過（中略）まで中止した上、本書受領以降に大規模買付行為等（中略）に該当する行為を行う場合は、当該行為を行う60営業日前までに、本対応方針に記載の内容及び様式を備えた大規模買付行為等趣旨説明書を当社取締役会宛に書面にて提出」することを要請されております（下線は当社によるものとなります。）。

この点、「大規模買付行為等」とは、貴社が2024年3月8日に開示されている「テックス・テクノロジー株式会社による当社の株券等を対象とする大規模買付行為等が行われていることに基づく当社の会社支配に関する基本方針及び当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」によれば、以下のとおり定義されています。

本対応方針において、「大規模買付行為等」とは、

(A)特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。以下同じです。）

(B)結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為又は

(C)上記(A)若しくは(B)に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(C)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）であると合理的に判断される行為を意味し（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）、

「大規模買付者」とは、上記のとおり、かかる大規模買付行為等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

（注の記載は省略しております。）

当社としては、本書提出日現在において、貴社株式に対する「大規模買付行為等」を行うことは想定しておらず、今後も本対応方針に違反する形での「大規模買付行為等」を実施することは想定しておりません。

したがって、貴信で、当社が貴信受領日“以降”に「大規模買付行為等」を行う場合に貴社が当社に対し提出を要請されている大規模買付行為等趣旨説明書については、当社は貴信受領日以降、貴社株券等の買付行為を含む「大規模買付行為等」を行っていないため、特段提出をする必要はないと考えており、また、貴社において対抗措置の発動が認められる場面ではないと考えております。

なお、当社は、2024年3月15日に変更報告書を提出し、当社が保有する貴社の株券等が1,886,900株、株券等保有割合が20.85%に変動したことを報告させていただきますが、当該株券等保有割合の変動に係る取引は、貴信受領“前”の2024年3月8日に約定・決済されたものとなりますので、貴信受領日以降に「大規模買付行為等」を行ったものではないことを念のため申し添えます。

敬具